令和２年２月15日　2167号　〔京都医報〕　付　録　（1）

地域医療部通信

重要

～新型コロナウイルス感染症情報～

中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスの感染拡大にともない，政府は１月21日に関係閣僚会議を開催し，その中で国立感染症研究所による「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」（医報：新型コロナウイルス感染症情報第１報）が示されました。

その後１月28日には厚労省が新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定し，京都におきましても１月30日に府医・府病協・私病協と京都府・京都市が一堂に会して「新型コロナウイルス感染症に関する連絡会議」を開催いたしました。この間，「指定感染症」の施行についても当初２月７日とされていたものが２月１日へ前倒しされ，**「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」**が２月１日に事務連絡として発出され同３日に府医へ提示されましたところです。

今般，この**「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」**につきましてお知らせするとともに，その要約を下記に記載しております。会員各位におかれましてはこの内容について十分にご理解いただき，今後の診療体制にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

①「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応するために**疑い例を診察する「帰国者･接触者外来」（非公表）が設置される**こととなりました。

②「帰国者・接触者相談センター」の設置について

疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う，「帰国者・接触者相談センター」が設置されました。疑い例に該当する者は，医療機関（「帰国者・接触者外来」）を**受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」（別表参照）へ電話により問い合わせる**こととなっております。

③ 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては，患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例(※)であることが受付等で判明した場合は，**患者本人から「帰国者・接触者相談センター」へ連絡することを勧めてください。**

（※）新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

（現時点の定義であり，今後，変更の可能性がございます。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ．発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ．発症から２週間以内に，以下の（ア），（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり，発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

帰国者・接触者相談センター

▶ 一般の方のための連絡先（医療機関からの問い合わせも可）

●京都府

受付時間
- 平日　午前８時30分～午後８時00分
- 土・日・祝日　午前８時30分～午後５時15分

TEL　075－414－4726

※健康対策課内に設置

●保健所

受付時間　平日　午前８時30分～午後５時15分

保健所名	電話	所在地
乙訓保健所	075－933－1153	向日市上植野町馬立８
山城北保健所	0774－21－2911	宇治市宇治若森７－６
山城南保健所	0774－72－0981	木津川市木津上戸18－１
南丹保健所	0771－62－2979	南丹市園部町小山東町藤ノ木21
中丹西保健所	0773－22－6381	福知山市篠尾新町１－91
中丹東保健所	0773－75－0806	舞鶴市倉谷1350－23
丹後保健所	0772－62－4312	京丹後市峰山町丹波855

●京都市

受付時間　平日・土・日・祝日　24時間

（受付時間変更の場合は改めて京都市ホームページでお知らせします）

TEL　075－222－3421

※健康安全課内に設置

▶ 医療機関のための連絡先

●京都市

開庁日 （開庁時間：８：30～17：00）	休日・夜間 （夜間：17：00～翌８：30）
医療衛生センター 感染症対策担当 （全行政区担当） TEL 746－7200 FAX 251－7233	最寄りの区役所へご連絡ください。 【区役所】 北　区　TEL 432－1181　上京区　TEL 441－0111　左京区　TEL 702－1000 中京区　TEL 812－0061　東山区　TEL 561－1191　山科区　TEL 592－3050 下京区　TEL 371－7101　南　区　TEL 681－3111　右京区　TEL 861－1101 西京区　TEL 381－7121　伏見区　TEL 611－1101 ※感染症発生届の送付先は，休日・夜間でも同じFAX番号（251－7233）です。 ※休日・夜間の場合は，FAX送付の上，区役所にご連絡ください。

※休日・夜間については，区役所の宿直担当者が対応しますので，感染症等の内容および御連絡先をお伝えください。宿直から医療衛生センター担当者に連絡を入れ，医療衛生センター担当者から折返しご連絡いたしますので，お待ちください。

●京都市以外

休日・夜間の電話連絡は，各保健所の宿直が承り，担当職員に連絡します。

保健所名	管轄市町村	連絡先	
乙訓保健所	向日市，長岡京市，大山崎町	電話	075－933－1153
		FAX	075－932－6910
山城北保健所	宇治市，城陽市，八幡市，京田辺市，久御山町，井手町，宇治田原町	電話	0774－21－2911
		FAX	0774－24－6215
山城南保健所	木津川市，笠置町，和束町，精華町，南山城村	電話	0774－72－0981
		FAX	0774－72－8412
南丹保健所	亀岡市，南丹市，京丹波町	電話	0771－62－2979
		FAX	0771－63－0609
中丹西保健所	福知山市	電話	0773－22－6381
		FAX	0773－22－0429
中丹東保健所	舞鶴市，綾部市	電話	0773－75－0806
		FAX	0773－76－7746
丹後保健所	宮津市，京丹後市，伊根町，与謝野町	電話	0772－62－4312
		FAX	0772－62－4368

※電話番号が第１報より変更となっております。前頁の電話番号と同じです。
※FAX送信の場合は，事前に電話での連絡をお願いします。

事　務　連　絡
令和２年２月１日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

１.「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、２月上旬を目途に、二次医療圏ごとに１箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。

・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、２の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

（※）新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ　発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ　発症から 2 週間以内に、以下の（ア)、(イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

２．「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、１と同様に２月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。

・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。

・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。

・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。（４．も参照のこと）

３．一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

４．一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

ついては、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添１のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添２のＱ＆Ａを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp　（〆切：２／５（水））

＜参考＞

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

○ 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 ０３－３５９５－２２８５
受付時間 ９時００分～２１時００分（土日・祝日も実施）

京医発第 1045 号
令和２年２月５日

医療機関各位

京都府医師会長
会長　松井　道宣
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症対策説明会開催のご案内

この度、中国湖北省武漢市における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、わが国では当該疾患が２月１日付にて感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定されております。このような状況を受け、会員医療機関を対象に新しい感染症についての正しい情報と医療機関における対応方法についてお知らせするために下記の日程にて説明会を実施することとなりました。

今後、一般市民への適正な医療を提供していただくため、新型コロナウイルス感染症への理解を深めていただく機会としてご参加いただきたく存じます。

記

と　き　令和２年２月１１日（火・祝）午後２時３０分～
ところ　京都府医師会館３１０会議室　（定員 300 名）
内　容　「新型コロナウイルス感染症対策」について
講　師　京都市立病院 感染症内科部長　清水 恒広　先生
　　他、行政（京都府・京都市）からの説明あり
主　催　一般社団法人京都府医師会・京都府・京都市
参加者　会員並びに会員医療機関従業員
（１医療機関あたり２名、ただし病院におかれましては６名までのご参加にてお願いします）

※休日急病診療所の診療時間となり受診者を優先いたしますので、駐車所のご利用ができかねます事をご了承ください。
※事前申し込みは不要です。ただし、会場の席数には限りがございますのでご着席いただけない場合はご容赦ください。
※当日の研修内容は収録の上、すみやかに府医ホームページ上で動画配信させていただく予定ですので是非、こちらもご利用下さい。

＜担当＞
地域医療３課　鈴木・菊地
TEL:075－354-6134
Mail:msuzuki-j@kyoto.med.or.jp